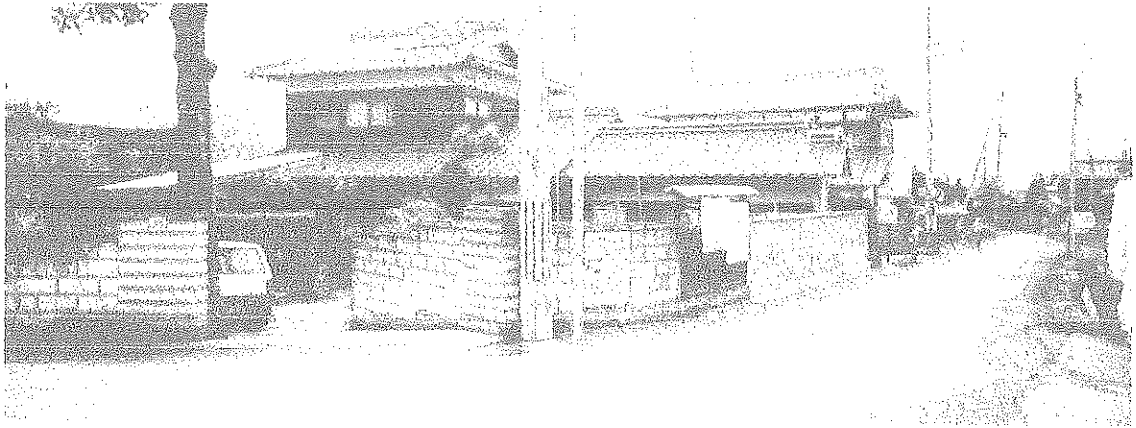


特定非営利活動法人

自宅生活応援団「ぴかぴか」定款



第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自宅生活応援団「ぴかピカ」という。
ただし、登記上の名称は、特定非営利活動法人自宅生活応援団 ぴかピカ とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市曾我部町寺広畑29番地1に置く。

第2章 目的及び業務

(目的)

第3条 この法人は、在宅（地域）で住み続けたいと願う病人・老人・障害のある方々（児童を含む）に対して、訪問介護・家事援助等の在宅福祉サービス、外出介助に関する事業、支援・療育を提供する事業、相談支援に関する事業を行い、また地域での交流事業を行うことにより住民相互のふれあい交流を豊かにし、病人・老人・障害のある方々（児童を含む）が自立した豊かな生活が送れる社会の実現に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ② 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ④ 介護保険法に基づく訪問介護、第1号訪問事業
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- ⑥ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ⑦ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ⑨ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑪ 自由契約による訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業

- ⑫ 福祉制度（情報）の紹介、解説、活用援助のための事業
 - ⑬ 障害者、高齢者の外出にリフト付き福祉車両等を使用しての送迎事業及び送迎に係わる介助事業
 - ⑭ 高齢者、障害者のためのグループホーム運営事業
 - ⑮ 地域ふれあいサロンに関する事業（地域の高齢者や障害者、子供など皆が寄り集まれる場所を提供する）
 - ⑯ 医療保険法に基づく訪問看護事業
 - ⑰ 障害者総合支援法に基づく訪問看護事業
 - ⑱ 精神保健法に基づく訪問看護事業
 - ⑲ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業
- （2）その他の事業
- 不動産賃貸事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- （2）賛助会員 この法人の目的に賛同し財政面で援助するために入会した個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会について特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以下
- (2) 監事1人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経たものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	二階堂 道廣
副理事長	朝戸 香織
理事	佐倉 富貴子
監事	倉之段 美恵子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金 0円（個人・団体）

年会費 0円（個人・団体）

(2) 賛助会員

入会金 500円（個人・団体）

年会費 500円（個人・団体）

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

附則

この定款は定款変更認証日から施行する。

令和 7 年度の事業計画書

令和 7 年 7 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人自宅生活応援団「ぴかピカ」

1 事業実施の方針

本年中に主たる事業所の移転を行い、今までの訪問介護事業・特定相談支援事業に加え病人・老人・障害のある方々が自立し、意欲的に生き生きと充実感を持って暮らせるよう、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的としてその他の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 時 (B)当該事業の 実施予定場 所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 介護保険法に 基づく地域密着型 サービス事業	小規模多機能型居宅介 護・複合型サービス(看 護小規模多機能型居宅介 護)の運営事業	実施予定なし		0
② 介護保険法に 基づく居宅サービ ス事業	訪問看護事業	実施予定なし		0
③ 介護保険法に 基づく居宅介護支 援事業	居宅介護支援事業	実施予定なし		0
④介護保険法に基 づく訪問介護、第1 号訪問事業	利用者宅へのホームヘル パー派遣事業	(A)年間を通じ終 日 (B)亀岡・京都市 内の各利用者宅 (C)16人	(D)介護認定を 受けた者 (E)10人	4,880

⑤ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	一般相談支援事業	実施予定なし		0
⑥ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業	(A)月～土 9時～17時 (B)亀岡市内 (C)1～2名	(D)障害を抱えられた方 (E)3名	2,150
⑦ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	利用者宅へのホームヘルパー派遣事業	(A)年間を通じ終日 (B)亀岡・京都市内 (C)15名	(D)福祉事業所より訪問介護の決定を受けた障害者 (E)3名	106,050
	就労継続支援B型事業	実施予定なし		0
⑧ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	利用者宅へのホームヘルパー派遣事業	実施予定なし		0
⑨ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	重度心身型放課後デイサービス事業	実施予定なし		0
⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	(A)月～土 9時～17時 (B)亀岡市内 (C)1～2名	(D)障害を抱えられた方 (E)	2,150
⑪ 自由契約による訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業	利用者宅へのホームヘルパー派遣事業	(A)年間を通じ終日 (B)亀岡・京都市内 (C)5名	(D)制限なし 自由契約契約者 (E)4名	130
⑫ 福祉制度(情報)の紹介、解説、活用援助のための事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑬ 障害者、高齢者の外出にリフト付き福祉車両等を使用しての送迎事業及び送迎に係る介助事業	登録利用者に対する送迎、付帯サービス 弊社所有のリフト付福祉車両を活用し、外出が困難な障害者・高齢者に福祉輸送を行う	(A)年間を通じ終日 (B)亀岡・京都市内 (C)2名	(D)福祉輸送契約者 (E)2名	110

⑭ 高齢者、障害者のためのグループホーム運営事業	グループホーム運営	実施予定なし		0
⑮ 地域ふれあいサロンに関する事業（地域の高齢者や障害者、子供など皆が寄り集まれる場所を提供する）	地域ふれあいサロン	開設準備中		0
⑯ 医療保険法に基づく訪問看護事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑰ 障害者総合支援法に基づく訪問看護事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑱ 精神保健法に基づく訪問看護事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑲ その他本法人の目的を達成するために必要な事業	高齢者、障害者の雇用促進として保健所より認可を受けた、厨房にて惣菜をつくる	実施予定なし		0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 時 (B)当該事業の 実施予定場 所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
⑳ 不動産賃貸事業	余裕分の生じた1階部分について他の保健・医療又は福祉の増進を図る事業者に賃貸する	(A)令和8年4月1日 (B)亀岡市安町 (C)1人		880

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 7 月 1 日から 令和 9 年 6 月 30 日まで

特定非営利活動法人自宅生活応援団「ぴかピカ」

1 事業実施の方針

本年中に主たる事業所の移転を行い、今までの訪問介護事業・特定相談支援事業に加え病人・老人・障害のある方々が自立し、意欲的に生き生きと充実感を持って暮らせるよう、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与することを目的としてその他の事業を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 時 (B)当該事業の 実施予定場 所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 介護保険法に 基づく地域密着型 サービス事業	小規模多機能型居宅介 護・複合型サービス(看 護小規模多機能型居宅介 護)の運営事業	実施予定なし		0
② 介護保険法に 基づく居宅サービ ス事業	訪問看護事業	実施予定なし		0
③ 介護保険法に 基づく居宅介護支 援事業	居宅介護支援事業	実施予定なし		0
④介護保険法に基 づく訪問介護、第1 号訪問事業	利用者宅へのホームヘル パー派遣事業	(A)年間を通じ終 日 (B)亀岡・京都市 内の各利用者宅 (C)16人	(D)介護認定を 受けた者 (E)10人	4,770

⑤ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	一般相談支援事業	実施予定なし		0
⑥ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業	(A) 月～土 9時～17時 (B) 亀岡市内 (C) 1～2名	(D) 障害を抱えられた方 (E) 3名	2,150
⑦ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	利用者宅へのホームヘルパー派遣事業	(A) 年間を通じ終日 (B) 亀岡・京都市内 (C) 15名	(D) 福祉事業所より訪問介護の決定を受けた障害者 (E) 3名	106,370
	就労継続支援 B 型事業	実施予定なし		0
⑧ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	利用者宅へのホームヘルパー派遣事業	実施予定なし		0
⑨ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	重度心身型放課後デイサービス事業	実施予定なし		0
⑩ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	(A) 月～土 9時～17時 (B) 亀岡市内 (C) 1～2名	(D) 障害を抱えられた方 (E)	2,150
⑪ 自由契約による訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業	利用者宅へのホームヘルパー派遣事業	(A) 年間を通じ終日 (B) 亀岡・京都市内 (C) 5名	(D) 制限なし 自由契約契約者 (E) 4名	130
⑫ 福祉制度(情報)の紹介、解説、活用援助のための事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑬ 障害者、高齢者の外出にリフト付き福祉車両等を使用しての送迎事業及び送迎に係る介助事業	登録利用者に対する送迎、付帯サービス 弊社所有のリフト付福祉車両を活用し、外出が困難な障害者・高齢者に福祉輸送を行う	(A) 年間を通じ終日 (B) 亀岡・京都市内 (C) 2名	(D) 福祉輸送契約者 (E) 2名	110

⑭ 高齢者、障害者のためのグループホーム運営事業	グループホーム運営	実施予定なし		0
⑮ 地域ふれあいサロンに関する事業（地域の高齢者や障害者、子供など皆が寄り集まる場所を提供する）	地域ふれあいサロン	開設準備中		0
⑯ 医療保険法に基づく訪問看護事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑰ 障害者総合支援法に基づく訪問看護事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑱ 精神保健法に基づく訪問看護事業	実施予定なし	実施予定なし		0
⑲ その他本法人の目的を達成するために必要な事業	高齢者、障害者の雇用促進として保健所より認可を受けた、厨房にて惣菜をつくる	実施予定なし		0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 時 (B)当該事業の 実施予定場 所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
⑳ 不動産賃貸事業	余裕分の生じた1階部分 について他の保健・医療 又は福祉の増進を図る事 業者に賃貸する	(A)年間 (B)亀岡市安町 (C)1人		2,440

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和7年度 活動計画予算書 (案)

自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日

特定非営利活動法人自宅生活応援団ぴかピカ

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
【経常収益】			
1.受取助成金等補助金	0		0
2.事業収益			
①介護報酬収益	7,300,000		7,300,000
②障害福祉サービス収益	165,000,000		165,000,000
③福祉車両送迎収益	160,000		160,000
④自由契約サービス収益	200,000		200,000
⑤計画相談支援収益	120,000		120,000
⑥障害児通所支援収益	0		0
⑦不動産賃貸収益		1,320,000	1,320,000
3.その他収益			
受取利息	10,000		10,000
雑収益	1,400,000		1,400,000
受取配当金	500,000		500,000
経常収益計	174,680,000	1,320,000	176,010,000
【経常費用】			
1.事業費			
(1)人件費			
給与、賞与	98,130,000	870,000	99,000,000
退職給付費	2,100,000		2,100,000
法定福利費	12,000,000		12,000,000
福利厚生費	300,000		300,000
人件費計	112,530,000	870,000	113,400,000
(2)その他経費			
旅費交通費	50,000		50,000
車両費	400,000		400,000
車両燃料費	250,000		250,000
通信運搬費	50,000		50,000
消耗品費	400,000		400,000
修繕費	150,000		150,000
水道光熱費	190,000	10,000	200,000
賃借料	300,000		300,000
保険料	300,000		300,000
諸会費	100,000		100,000
研修費	500,000		500,000
支払手数料	150,000		150,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	2,940,000	10,000	2,950,000
事業費計	115,470,000	880,000	116,350,000
2.管理費			
(1)人件費			
役員報酬	9,600,000		9,600,000
給与、賞与	26,000,000		26,000,000
退職給付費	1,600,000		1,600,000
法定福利費	5,900,000		5,900,000
福利厚生費	500,000		500,000
人件費計	43,600,000	0	43,600,000
(2)その他経費			
旅費交通費	50,000		50,000
通信運搬費	1,800,000		1,800,000
消耗品費	1,000,000		1,000,000
修繕費	200,000		200,000
水道光熱費	1,400,000		1,400,000
広告宣伝費	300,000		300,000
地代家賃	1,200,000		1,200,000
減価償却費	3,600,000		3,600,000
接待交際費	100,000		100,000
保険料	800,000		800,000
諸会費	50,000		50,000
賃借料	100,000		100,000
租税公課	1,200,000		1,200,000
支払手数料	1,500,000		1,500,000
雑費	200,000		200,000
その他経費計	13,500,000	0	13,500,000
管理費計	57,100,000	0	57,100,000
経常費用計	172,570,000	880,000	173,450,000
当期経常増減額			2,560,000
【経常外収益】			0
【経常外費用】			0
当期正味財産増減額			2,560,000
前期繰越正味財産額			492,000,000
次期繰り越正味財産額			494,560,000

令和8年度 活動計画予算書 (案)

自 令和8年7月1日 至 令和9年6月30日

特定非営利活動法人自宅生活応援団ぴかピカ

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
【経常収益】			
1.受取助成金等補助金	0		0
2.事業収益			
①介護報酬収益	7,300,000		7,300,000
②障害福祉サービス収益	165,000,000		165,000,000
③福祉車両送迎収益	160,000		160,000
④自由契約サービス収益	200,000		200,000
⑤計画相談支援収益	120,000		120,000
⑥障害児通所支援収益	0		0
⑦不動産賃貸収益		5,280,000	5,280,000
3.その他収益			
受取利息	10,000		10,000
雑収益	1,000,000		1,000,000
受取配当金	500,000		500,000
経常収益計	174,290,000	5,280,000	179,570,000
【経常費用】			
1.事業費			
(1)人件費			
給与、賞与	98,130,000	2,400,000	100,530,000
退職給付費	2,100,000		2,100,000
法定福利費	12,000,000		12,000,000
福利厚生費	300,000		300,000
人件費計	112,530,000	2,400,000	114,930,000
(2)その他経費			
旅費交通費	50,000		50,000
車両費	400,000		400,000
車両燃料費	250,000		250,000
通信運搬費	50,000		50,000
消耗品費	400,000		400,000
修繕費	150,000		150,000
水道光熱費	300,000	40,000	340,000
賃借料	300,000		300,000
保険料	400,000		400,000
諸会費	100,000		100,000
研修費	500,000		500,000
支払手数料	150,000		150,000
雑費	100,000		100,000
その他経費計	3,150,000	40,000	3,190,000
事業費計	115,680,000	2,440,000	118,120,000
2.管理費			
(1)人件費			
役員報酬	9,600,000		9,600,000
給与、賞与	28,000,000		28,000,000
退職給付費	1,600,000		1,600,000
法定福利費	5,900,000		5,900,000
福利厚生費	500,000		500,000
人件費計	45,600,000	0	45,600,000
(2)その他経費			
旅費交通費	50,000		50,000
通信運搬費	1,800,000		1,800,000
消耗品費	1,000,000		1,000,000
修繕費	200,000		200,000
水道光熱費	2,700,000		2,700,000
広告宣伝費	300,000		300,000
地代家賃	0		0
減価償却費	3,600,000		3,600,000
接待交際費	100,000		100,000
保険料	800,000		800,000
諸会費	50,000		50,000
賃借料	100,000		100,000
租税公課	1,200,000		1,200,000
支払手数料	1,500,000		1,500,000
雑費	200,000		200,000
その他経費計	13,600,000	0	13,600,000
管理費計	59,200,000	0	59,200,000
経常費用計	174,880,000	2,440,000	177,320,000
当期経常増減額			2,250,000
【経常外収益】			0
【経常外費用】			0
当期正味財産増減額			2,250,000
前期繰越正味財産額			494,560,000
次期繰り越正味財産額			496,810,000